

～重要～

児童手当制度改正のお知らせ

～令和6年10月分(12月支給分)より手当が拡充されます～

大切なお知らせです。必ずご確認ください。

1. 拡充内容

(1) 支給期間が高校生年代まで延長されます

18歳までの児童がいる世帯が支給対象になります。

(2) 所得制限が撤廃されます

所得上限超過のため手当が支給対象外だった方は、認定請求書を提出することで手当を受給できます。

(3) 第3子以降の支給額が拡充されます

第3子以降の児童は児童1人あたりの手当額が一律3万円になります。

(4) 算定児童の年齢が拡充されます

第3子以降の加算算定の対象年齢が22歳に到達した年度までになります。

例		年齢	算定	支給金額
	田村 一郎	23歳	対象外	
	松子	21歳	第1子	
	二郎	17歳	第2子	10,000
	梅子	14歳	第3子	30,000



(5) 支給月が2カ月に1回になります

児童手当の支給月が令和6年10月分(12月支給分)より、2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回になります。

2. 手当額

児童の年齢	児童1人あたりの手当額(月額)	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳から高校生年代	10,000円	

3. 手続きについて

① 「児童手当 認定請求書」の提出が必要な方

- ・所得上限超過のため手当の受給資格がなかった方
 - ・高校生年代の児童を養育し、現在児童手当を受給していない方
- ※公務員の方は所属先で手続きしてください。

② 「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要な方

- ・保護者に経済的負担がある19歳～22歳(平成14年4月2日～平成18年4月1日)の子を監護しており、その子を第1子と数えたときに、子の数が3人以上になる方
- ※現在、児童手当を受給している方、新規に児童手当を申請する方のどちらも、該当する場合は提出が必要です。

裏面もご覧ください

③「額改定認定請求書」の提出必要な方・不要な方

中学生以下の児童と高校生年代の児童を監護している児童手当・特例給付の受給者は、自動的に新制度へ移行するため申請は不要です。一部申請が必要な場合がありますので、下記をご確認ください。

【申請が不要な場合】

- ・ 中学卒業まで児童手当の支給対象だった児童が、高校生年代になり支給対象外になった。きょうだいが中学生以下の児童のため、現在も田村市から児童手当を受給している。
- 高校生年代になった児童は、監護児童として台帳登録されていますので、申請不要で高校生年代分も支給されます。

【申請が必要な場合】

- ・ 上の子が高校生年代になった後に受給者が田村市に転入してきた場合や、上の子が高校生年代になった後に離婚等をした場合で、きょうだいが中学生以下の児童で児童手当の認定請求をした際に、児童欄に高校生年代児童を記入しなかった。
- 高校生年代児童の台帳登録がないため、額改定認定請求の提出が必要です。

※申請の要否については、別紙フローチャートもご参照ください。

4. 申請方法

申請が必要な方は、申請書に必要事項をご記入の上、**郵送(下記提出先)または田村市役所こども未来課(各行政局・出張所)へ直接提出**してください。

上記3. 手続きについての①～③	申請書	お手元に準備いただく書類(提出不要)	必要な添付書類
①	児童手当認定請求書	請求者と配偶者のマイナンバーの分かる書類(マイナンバーカード等)	請求書名義の口座が確認できる書類(通帳の写し等)
②	監護相当・生計費の負担についての確認書	確認書に記載する子のマイナンバーの分かる書類(マイナンバーカード等)	
③	額改定認定請求書		

※申請はマイナポータルからの電子申請も可能です。(請求者のマイナンバーカードが必要です。)
※申請者と児童が別居している場合は別居監護申立書が必要です。

5. 申請期間

令和6年9月2日(月)～令和7年3月31日(月)まで

- ・ 令和6年10月31日(木)までに申請があった場合は、令和6年12月上旬に10月分・11月分を支給します。
- ・ 令和7年3月31日(月)までに申請があった場合は、令和6年10月分に遡って順次支給します。
- ・ 期間を過ぎてからの申請の場合、申請のあった月の翌月からの支給になりますのでご注意ください。

※制度改正に伴う申請に限り、遡って支給しますが、制度改正以外での申請の場合、翌月からの支給になります。

提出先・お問い合わせ

田村市こども未来課

〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76番地2

電話番号：0247-82-1000

受付時間：8時30分～17時15分まで
(土・日・祝日を除く)

